役　員　等　報　酬　規　程

（目　　的）
第１条　この規程は、社会福祉法人北海道博愛舎役員（理事・監事）及び評議員に対する報酬の支給について、必要な事項を定める。

（支給区分）
第２条　役員及び評議員に対する報酬は次のとおりとする。
（１）理事長が常勤職員の勤務日数の２分の１以上法人本部及び関係機関等との折衝等で運営業務に当たったとき。
（２）理事会及び評議員会に出席したとき。
（３）監事が監査のため監査の場所に出席したとき。
（４）社会福祉法人北海道博愛舎の用務により旅行したとき。

（支 給 額）
第３条　前条各号の報酬は、次により支給するものとする。
（１）前条１号の場合は、報酬月額１５０,０００円（交通費は、職員に準じて支給する。）とする。
なお、前条第２号から４号の報酬は支払わないものとする。
（２）前条第２号及び第３号の場合は、交通費は利用した交通機関に支払った実費、日当及び宿泊料は社会福祉法人北海道博愛舎旅費規程による。
（３）前条第４号の場合は、社会福祉法人北海道博愛舎旅費規程による。

（支給方法）
第４条　報酬の支給時期は、毎月２５日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第２９条の規定に準じた日とする。
２　報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
３　報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（日割計算）
第５条　新たに理事長に就任した者には、その日から日割計算により報酬を支給する。
２　理事長が退任し、又は解任されたときは、その月までの報酬を支給する。

（公　　表）
第６条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬の支給基準として公表する。

（改　　廃）
第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則
昭和５８年　１月　１日　施行
平成１５年　６月１９日　一部改正
平成２３年　６月２１日　一部改正
平成２９年　４月　１日　一部改正
令 和 元 年　５月 18 日　一部改正
令 和 ５ 年　４月　１日　一部改正
令 和 ８ 年　７月　１日　一部改正